

議案第十五号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（使用の許可の申請等）

第二十五条 秋田県立少年自然の家条例（昭和四十九年秋田県条例第二十七号。以下この章において「条例」という。）第四条の規定により少年自然の家の使用の許可を受けようとする者は、少年自然の家の長（以下この章において「所長」という。）の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、少年自然の家の使用の許可について準用する。

（使用料の減免の申請に関する規定の準用）

第二十六条 第十二条の規定は、条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は同年七月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の教育機関の管理及び運営に関する規則第二十六条の規定により準用する同規則第十二条の規定による使用料の減免の申請は、この規則の施行前においても行うことができる。

平成二十六年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

秋田県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第三百二十六号）の施行に伴い、少年自然の家の使用の許可の申請等に関する規定を整備する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例第136号）の施行に伴い、少年自然の家の使用の許可の申請等に関する規定を整備する必要がある。

2 改正内容

- (1) 少年自然の家の使用の許可を受けようとする者は、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならないこととする。（第25条関係）
- (2) 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととする。（第26条関係）

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、同年7月1日から施行することとする。
- (2) この規則による改正後の教育機関の管理及び運営に関する規則第26条の規定により準用する同規則第12条の規定による使用料の減免の申請は、この規則の施行前においても行うことができることとする。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(使用の許可の申請等)</p> <p>第二十五条 秋田県立少年自然の家条例(昭和四十九年秋田県条例第二十七号。以下この章において「条例」という。)第四条の規定により少年自然の家の使用の許可を受けようとする者は、少年自然の家の長(以下この章において「所長」という。)の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第十一条第二項の規定は、少年自然の家の使用の許可について準用する。</p> <p>(使用料の減免の申請に関する規定の準用)</p> <p>第二十六条 第十二条の規定は、条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。</p>	<p>(利用対象者)</p> <p>第二十五条 少年自然の家を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 少年(小学校の第四学年以上の学年の児童及び中学校の生徒をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 少年の教育に関する指導に当たる者</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、少年自然の家の長(以下この章において「所長」という。)が適当と認める者</p> <p>(利用の手続等)</p> <p>第二十六条 少年自然の家を利用しようとする者は、所長の定めるところにより、利用申込書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。</p>